

第 8 8 号議案

中野区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 9 月 3 0 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

桃園第二小学校及び第七中学校の位置を改める必要がある。

## 中野区立学校設置条例の一部を改正する条例

中野区立学校設置条例（昭和３６年中野区条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表１の表中野区立桃園第二小学校の項中「東京都中野区中野六丁目１３番１号」を「東京都中野区中野一丁目５７番１２号」に改め、別表２の表中野区立第七中学校の項中「東京都中野区江古田二丁目９番１１号」を「東京都中野区上高田五丁目３５番３号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。